

高齢者を守る お助けかわらばん その4

**靈感商法に気を付けて!**

無料なら鑑定してもらおうかな。

開運占い 初回無料 登録 TEL.000-000-0000

登録後—

パワーを高める必要があります! 鑑定料は20万円です。

邪気を払いましょう!

さらに—

なかなか好転しません...

幸せはもうすぐです。

特別な呪文を送ります。5万円お納めください。

3ヶ月後—

やめるともっと不幸になりますよ!

もう払えません!

普通預金 501円

©埼玉県消費生活課

消費者ホットライン ☎188  
 問い合わせ  
 日高市消費生活相談センター  
 ☎042-989-2111



**リモート窓口をご利用ください**

高麗出張所、高秋出張所、高根出張所、武蔵台出張所でビデオ通話アプリを活用したリモート窓口を行っています。

ビデオ通話アプリを使い、市役所の各課と、お互いの顔を見ながら問い合わせや相談ができます。お気軽にご利用ください。

**問い合わせ** 市民課市民担当(1階②番窓口)



**埼玉県収入証紙代金の還付申請**

県収入証紙は利用を終了しました。未使用の証紙(汚損、毀損した証紙を除く)を保有している人は、令和10年12月末までの間、証紙を返還して、証紙代金の還付を受けることができます。

県収入証紙の返還をご希望の際は、「埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書」をご記入の上、証紙とともに県出納総務課(☎048-830-5714)に、郵送または直接提出してください。証紙代金の還付は口座振込となります。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

**問い合わせ** 会計課出納・審査担当



**5月1日から6月30日までは「不正大麻・けし撲滅運動」期間**

大麻の使用は有害で、不正栽培・所持は犯罪です。また、「けし」には法律で栽培が禁止されている種類があります。特に大麻は「海外では合法化されているから害がない」などといった誤った情報が流布され、若年層への乱用の拡大が懸念されています。正しい情報を知り、自分の身を守りましょう。大麻や栽培してはいけない「けし」を発見したら、左記へご連絡ください。

**問い合わせ** 狭山保健所  
 ☎04-2994-16535



**下水道につなげたら届け出を**

下水道の使用を開始または廃止した場合は「使用開始(休止・廃止・再開)届」の提出が必要です。

下水道の使用開始後は、汚水排出量に応じた下水道使用料を水道料金と併せて納めていただくこととなります。

**汚水排出量(使用水量)の算定方法**

**水道水使用の場合**  
 水道水の使用水量  
**井戸水だけ使用の場合**  
 世帯員(同居人を含む)1人につき1か月5m<sup>3</sup>  
**水道水と井戸水を併用の場合**  
 水道水の使用水量と世帯員(同居人を含む)1人につき1か月2.5m<sup>3</sup>の合計

※井戸水の使用で世帯人数の変更が生じた場合は、左記へ連絡してください。

**問い合わせ** 下水道課業務担当  
 ☎042-989-2771

**日曜日に特定健診を受診できます**

日曜日に特定健康診査(特定健診)を実施します。「普段働いていて健診を受けることができない」「日曜日しか健診を受ける時間がない」という平日忙しい人におすすめです。ぜひご利用ください。

令和6年度の受診券は5月に発送します。

**日時** 6月9日(日) 午前9時〜正午

**場所** 文化体育館「ひだかアリーナ」

※申し込み後、個別に受付時間をお知らせします。健診にかかる時間は約1時間です。

**対象** 国民健康保険に加入している40歳以上74歳未満の人

※75歳以上の人は、後期高齢者医療制度で実施する健康診査の対象となります。実施の日時・場所等は特定健診と同様です。

**人数** 100人(申し込み順)

**健診内容** 診察、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査等

※がん検診はありません。

**費用** 無料

**申し込み** 電子申請または電話で左記へ

※受診券がなくても申し込みできます。

**問い合わせ** 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)



**人間ドックの検査料を補助します**

人間ドックを受検し、健康管理に役立てましょう。

**対象** 受検する日において、日高市国民健康保険の加入者で35歳以上の人または市内に住所を有する県後期高齢者医療の加入者

※国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を滞納している人を除きます。

※指定医療機関で受検する場合に限られます。

※事前に指定医療機関での予約、市への申請が必要です。被保険者証を持って、受検日の10日前までに各出張所または左記へ申請してください。

**補助内容** 検査料の2分の1(上限額2万円)

※消費税を除きます。

**補助回数** 1年度内1回

**問い合わせ** 保険年金課国民健康保険担当(1階③、④番窓口)



て加算され、市が設定するポイントを獲得した人にはプレゼントをお渡しします。

まずは、令和6年度の健幸ポイント手帳を取得してください。

**期間** 6月1日(日)〜令和7年1月31日(金)

**対象** 市内在住・在勤・在学で18歳以上の人

**健幸ポイントの種類**

- ウォーキングポイント
- 健幸事業参加ポイント
- 健康チェックポイント
- 健幸チャレンジポイント

**配布開始日** 5月27日(月)

**配布場所** 左記、各公民館、初めて参加する健幸事業等

**問い合わせ** 保健相談センター 健幸のまち推進担当  
 ☎042-985-5122



**くりっかーの可燃ごみレポート**

各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和6年2月の可燃ごみ	昨年同月との比較
全体量	698.83 t +16.15 t
処理費用	29,979,807 円 +1,819,257 円
1人当たりの量	12.84 kg +0.34 kg
1人当たりの処理費用	551 円 +35 円

問い合わせ 環境課廃棄物対策担当

まだ食べることができるのに捨てられてしまった食品、いわゆる「食品ロス」が世界中で問題となっています。令和3年度における国内の食品ロスの発生量は、約523万tと推計されました。「必要な分だけ買う」・「食べられる量を作る」・「おいしく食べよう」ことを意識し、食品ロスの削減に取り組みましょう。

※数値は四捨五入しています。  
 ※処理費用は、全体量に42,900円/tを乗じたものです。  
 ※1人当たりは、当該月の総人口を基に算出しています。

